

南山大学体育館運営管理細則

第1条 南山大学体育館（以下「体育館」という。）の運営管理については、南山大学体育館規程（以下「規程」という。）に定めるほかは、この細則の定めるところによる。

第2条 体育館は、規程第2条第1号および第2号の行事に優先的に使用する。

第3条 体育館の使用時間は、原則として午前9時から午後7時30分までとする。但し、運営委員会が必要と認めるときは、使用時間の一部を変更することがある。

第4条 学生が課外体育活動および文化活動の使用を願い出たときは、第2条の使用に支障のない限り許可することが出来る。但し、使用責任者は、使用希望日の1カ月前までに所定の使用願いを総務部施設課に提出し、その許可を受けなければならない。

学生が、付属設備の使用を希望するとき、前項に準じて取扱うものとする。但し、次の設備については、総務部施設課の承認を得ると共に、その指示を受けるものとする。

- 1 照明設備
- 2 放送施設（拡声装置、マイクロフォン等）
- 3 シャワー室
- 4 その他

第5条 規程第2条第4号による使用を希望する者は、南山大学施設物使用規程によらなければならない。

第6条 使用者は、次の各号を守らなければならない。

- 1 使用許可を受けた目的以外に使用し、またはその一部もしくは全部を他に転貸してはならない。
- 2 設備・備品等を無断で使用、もしくは移動してはならない。
- 3 所定の場所以外で喫煙または飲食してはならない。
- 4 運営・管理担当者の指示に従わなければならない。

この場合、運営・管理担当者の会場への出入りの自由を妨げてはならない。

第7条 使用者が、本細則に定める規定に違反したときは、使用の許可を取消することがある。このために使用者が受けた損害に対しては、賠償の責を負わない。

第8条 大学において、緊急に必要を生じたときは、使用条件を変更し、または使用の許可を取消することがある。

第9条 使用者が、建物、付属設備・備品等を紛失または損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

第10条 体育館の管理・使用に際し、この細則に定めのない事項については、運営委員会においてこれを定める。

第6部 体育館運営管理細則

附 則

- 1 この細則は、昭和42年12月20日から施行する。
- 2 プールおよびクラブハウス内の武道場の使用についても、この細則を準用する。

附 則

この細則の改正は、昭和47年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この細則の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 体育センター内施設の使用についても、この細則を準用する。

附 則

この細則の改正は、平成16年4月1日から施行する。